

## 免震材料および制振部材に関する外部有識者委員会（第2回）議事要旨

日時：平成30年12月27日（木） 14：00～16：00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

### （1）説明事項 不正事案に係る追加事象の内容について

○事務局から、資料1及び参考資料により、KYB(株)の不正事案における追加事象等の内容、追加事象等を踏まえたサンプル物件の安全性検証結果、光陽精機(株)および川金コアテック(株)の不正事案に係る物件数の修正等の説明を行った。

○委員から、追加事象等を踏まえた当面の安全性検証についての進捗について質問があり、事務局から、KYB(株)からは鋭意進めていくと聞いているが引き続き指導していく旨回答した。

○委員から、速度が比較的小さい領域においてダンパーの減衰力が認定内容等に適合していない場合の影響について質問があり、速度の小さい領域の減衰力は稀に起こる地震（震度5強程度）に対する損傷防止性能の検証の際や時間とともに応答速度が変化することに対応して解析を行う時刻歴応答解析の際などに影響するため、認定内容等に適合していないと構造計算が実際の性能を反映していないことになる旨回答した。

○委員から、KYB(株)において2013年以降新たに導入された試験機の保存記録からの検査記録の特定状況等について質問があり、免震ダンパーについては新しい試験機が用いられているが、データからダンパーを特定するための情報がないものがあるため、引き続き特定する努力が求められる旨回答した。

○委員会から、国土交通省においては安全性検証等について引き続き必要な対応を行っていくよう、要請があった。

### （2）免震材料に係る認定事業者の状況について

○事務局から、資料2により、既認定事業者への調査結果についての説明を行った。

○委員から、廃業した事業者の調査について質問があり、事務局から、廃業した業者の一部は認定取得時の連名事業者を通じて確認し、残りについては当時の担当者にヒアリングを行ったことを説明した。

- 委員から、まずは大臣認定の対象としている免震材料について議論を行うことは理解できるが、制振ダンパーについても実態を把握したうえで対策をすべきではないかとの意見があった。
- 委員から、大臣認定されている以上は品質が確保されていることを担保するような仕組みとすべきであるとの意見があった。
- 委員から、製品出荷時の外部チェックが機能するように、一般的な手順を示してはどうかとの意見があった。
- 委員から、製造者が手を加えることができない生データの保管が重要であるとの意見があった。
- 委員会から、実態調査を踏まえて、既認定業者についても品質管理体制の改善を求めていく必要があるため、国土交通省において必要な対応を進めていくよう、要請があった。
- 議論を踏まえて、引き続き検討を進めていくこととなった。

以上